

JMA カルチャー 会員規約

第1条（規約の適用）

この会員規約（以下「規約」という）は、JMA カルチャー（以下「カルチャー」という）と、JMA カルチャーの会員（以下「会員」という）との関係に適用され、カルチャーに入会した時点で、本規約を承諾したものとみなします。

第2条（会員特典）

- (1) 会員証の発行。（会員証を紛失された場合等、再発行には105円必要です。）
- (2) カルチャー及び母体である日本ミュージカル研究会・劇団JMA、JMA友の会が企画する事業・イベントの先行案内。
- (3) E-mail 及びニュースレター配信サービス。
- (4) 事業及びチケット等の先行予約、会員優先・会員特別割引価格での提供。
- (5) カルチャーワークショップへの優待。
- (6) カルチャーが会員のみ提供する企画参加。
- (7) その他カルチャーが定める特典。

第3条（入会金）

会員は、入会時次条に定める入会金をカルチャーに支払うものとします。
ただし、キャンペーン等で免除される場合があります。

入会金 5,000 円／税別（永久会員）

第4条（受講料等）

会員は、カルチャーが定める受講料（チケット）を購入し受講前に定められた受講料を受講前にて支払うものとします。

第5条（禁止行為等）

会員は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 他の受講者や、講師・スタッフへの迷惑行為。
- (2) ビル内テナントへの迷惑行為や廊下階段での大声での会話。
(昭和ビルは、構造上廊下、階段での音が良く響きます。)
- (3) 飲酒および、酒気帯びでの受講。
- (4) ビル4階での喫煙。
- (5) カルチャー備品やビル等を破損させる行為。
(破損させた場合は、弁償して頂きます。)
- (6) その他、カルチャーが禁止・迷惑と判断する行為。

上記に違反する場合、講義中であってもご退場または退会をしていただく場合があります。

第6条（個人情報の取り扱い）

カルチャーは、会員からお預かりした個人情報を厳重に管理し、第三者へ譲渡は致しま

せん。また、JMA からのお知らせ等で DM 等をお送りしたり電子メールでお送りする事があります。

第7条（規約の変更）

カルチャーは、会員に対し事前に何らの通知を行うことなく、本規約の内容を変更、追加、修正、削除することができます。カルチャーは、前項の場合、カルチャーからの郵便物・メールおよび JMA のホームページ上の表示により事後に会員に対し通知を行うものとします。

第8条（トラブル発生）

カルチャーと、会員の間でトラブルが生じた場合、速やかに双方話し合い、協議のもと誠意をもって解決する事とします。

2010年1月1日
日本ミュージカル研究会
JMA カルチャー